

第9回教育委員会

平成 29 年 3 月 30 日
午 前 1 0 時
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第59号

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則案

議案第 59 号

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則案

(目的)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号。以下「条例」という。）に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第2条 条例第2条第1項の規定による職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務又は同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、教育長が別に定める。

(勤務時間の割振り)

第3条 前条第1項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員について

は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

2 前項の規定による職員の勤務時間の割振りは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間の割振りとする。

(1) 昼間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午前8時30分から午後5時まで（休憩時間を除く。）。ただし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、午前8時30分から午後5時までの範囲内で、校長又は園長（以下「校長」という。）が別に定める。

(2) 夜間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午後0時30分から午後9時（職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第5条第5項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）にあっては、午後0時45分から午後9時15分）まで（休憩時間を除く。）。ただし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、午後0時30分から午後9時（教育職員にあっては、午後0時45分から午後9時15分）までの範囲内で、校長が別に定める。

（勤務時間の割振りの変更）

第4条 校長は、学校運営上必要があると認める場合は、職員の全部又は一部について、前条に規定する勤務時間の割振りを変更することができる。

（休日の振替等）

第5条 条例第5条第4項の規定により、休日（同項により休日とされた日を除く。）を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日を起算日とする4週間前の日から当該休日を起算日とする8週間後（教育職員にあっては、当該休日を起算日とする4週間前の日から当該休日を起算日とする16週間後）の日までの期間（以下「振替期間」という。）にある日を、振り替えるべき休日として指定するものとする。

る。

2 条例第5条第4項の規定により、3時間45分若しくは4時間の勤務時間を勤務することを命ずる必要がある休日（同項により休日とされた日を除く。）に割り振る場合（以下「3時間45分勤務時間等の割振り変更」という。）には、あらかじめ、振替期間にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間のうち3時間45分若しくは4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて行うものとする。

3 休日の振替又は3時間45分勤務時間等の割振り変更を行う場合には、休日の振替又は3時間45分勤務時間等の割振り変更を行った後において、休日が4週間ごとの期間につき4日以上となるようにし、かつ、第3条、前2項又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

（特別の場合の休日及び勤務時間の割振り）

第6条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる休日及び勤務時間の割振りについては、教育長が別に定める。

- (1) 条例第5条第1項第2号及び第3号に掲げる休日のある週の勤務時間の割振り
- (2) 泊を伴う行事その他の特別の勤務に従事する職員の休日及び勤務時間の割振り

2 前項第2号の規定により、休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、条例第5条第3項の定めるところに加えて、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

（休憩時間）

第7条 条例第3条第1項に規定する休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間内に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると

認める場合は、他の時間に変えることができる。

(1) 昼間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午前 11 時から午後 2 時まで

(2) 夜間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午後 2 時から午後 5 時 15 分まで

2 条例第 6 条の規定により教育職員に時間外勤務を命じる場合には、その勤務 2 時間を超えるごとに 15 分の休憩時間を置くことができる。

(時間外勤務)

第 8 条 条例第 6 条の規定による勤務（条例第 15 条に規定する場合を除く。）は、超過勤務命令簿により命ずる。

(時間外勤務代休時間の指定)

第 9 条 条例第 6 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、同項に規定する勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る給与条例第 15 条第 3 項に規定する 60 時間を超える勤務に係る月における同項の適用を受ける時間（以下「60 時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数

(2) 給料等の支給に関する規則（昭和 56 年大阪市規則第 29 号）第 8 条の 2 第 1 項に規定する再任用短時間勤務職員等が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 50 を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 15 を乗じて得た時間数

(4) 給与条例第 15 条第 2 項の規定の適用を受ける場合に超過勤務手当が支給されることとなる勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数

2 前項の場合において、その指定は、4 時間又は 7 時間 45 分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が 4 時間又は 7 時間 45 分となる時間）を単位として行うものとする。

3 条例第 6 条の 2 第 1 項の規定により 1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、当該 1 回の勤務に係る始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について指定しなければならない。

4 職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望する旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定するものとする。

（宿日直勤務）

第 10 条 校長は、職員に対し、人事委員会の許可を受けて、宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。ただし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 41 条第 2 号の規定に該当する職員に対しては、許可を受けずに命ずることができる。

（施行の細目）

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の廃止）

2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪市教育委員会規則第1号）
- (2) 大阪市立学校の市費負担職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成4年大阪市教育委員会規則第13号）
- (3) 大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年大阪市教育委員会規則第5号）

（経過措置）

- 3 この規則の施行の日前に前項各号に掲げるこの規則による廃止前の規則の規定（以下「旧規定」という。）に基づいて行った勤務時間の割振り等は、この規則中旧規定に相当する規定がある場合においては、この規則の規定に基づいて行ったものとみなす。

(参考)

大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪府条例第4号。以下「条例」という。）及び府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪府教育委員会規則第2号）に基づき、大阪市立学校に勤務する府費負担教職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(勤務時間の割振り)

第3条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間の割振りとする。

- (1) 昼間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内で（休憩時間を除く。）、校長が別に定める。
- (2) 夜間において授業を行う課程に勤務する職員 午後0時45分から午後9時15分までの7時間45分（休憩時間を除く。）。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午後0時45分から午後9時15分までの範囲内で（休憩時間を除く。）、校長が別に定める。

2 校長は、学校運営上に必要があると認める場合は、職員の全部又は一部について、前項に規定する勤務時間の割振りを変えることができる。

3 校長は、前項の規定により勤務時間の割振りを変える場合は、職員に、あらかじめ相当の期間をおいて周知させるものとする。

(宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間の割振り)

第4条 宿泊を伴う学校行事において児童又は生徒を引率する業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、前条の規定にかかわらず、校長は、教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。

(休憩時間)

第5条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が次の各号に掲げる時間内に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認める場合は、他の時間に変えることができる。

(1) 昼間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午前11時から午後2時まで

(2) 夜間において授業を行う課程に勤務する職員 午後2時から午後5時15分まで

(育児を行う職員及び介護を行う職員についての特例)

第5条の2 第3条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。

(1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の養育

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎

(3) 条例第8条第5項に規定する被介護人のある職員 当該被介護人の介護
(週休日の振替等)

第6条 条例第3条第1項ただし書（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務
職員の週休日）、条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7
条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により教育委員会が行なう
ことができるとされている事項並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休
暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）及び第
17条（臨時的任用職員の休暇）の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理
については、校長が、これを行なう。

(委任)

第7条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和41年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則第2条第1項及び第2項に定める始業時刻及
び終業時刻と異なる始業時刻及び終業時刻が割り振られている場合には、この規
則第2条第6項及び第7項の規定により割り振られたものとみなす。

大阪市立学校の市費負担職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号。以下「条例」という。）及び職員の休暇に関する規則（平成4年大阪市人事委員会規則第1号。以下「休暇規則」という。）に基づき、教育委員会所管の学校又は幼稚園に勤務する職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表及び第4号に掲げる医療職給料表(3)の適用を受けるもの（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第2条 条例第2条第1項の規定による職員の勤務時間は、1週間について38時間45分とする。

2 前項の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、夜間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員の勤務時間の割振りは、午後0時30分から午後9時までとする。

3 業務の性質その他の事由により前項の規定によりがたいと認められる職員の勤務時間の割振りについては、教育長が別に定める。

(勤務時間の割振りの変更)

第3条 校長又は園長は、業務上必要があると認める場合には、前条第2項及び第3項の規定による勤務時間の割振りを変更することができる。

(休日)

第4条 条例第5条第2項の規定により、職員の休日は次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 業務の性質その他の事由により前項の規定によりがたいと認められる職員の休日については、教育長が別に定める。

（休日の振替等）

第5条 条例第5条第4項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日を起算日とする4週間前の日から当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定するものとする。

2 条例第5条第4項の規定により勤務時間の割振りを変更する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（時間外勤務）

第6条 条例第6条の規定による勤務は、超過勤務命令簿により命ずる。

（時間外勤務代休時間の指定）

第7条 条例第6条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、同項に規定する勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る給与条例第15条第3項に規定する60時間を超える勤務に係る月における同項の適用を受ける時間（以下「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給料等の支給に関する規則（昭和56年大阪市規則第29号）第8条の2第1項に規定する再任用短時間勤務職員等が所定の勤務時間以外の時間にした勤務の

うち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第15条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

(4) 給与条例第15条第2項の規定の適用を受ける場合に超過勤務手当が支給されることとなる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

2 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

3 条例第6条の2第1項の規定により1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、当該1回の勤務に係る始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について指定しなければならない。

4 職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望する旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定するものとする。

（施行の細目）

第8条 休暇規則第9条の規定により人事委員会と協議のうえ任命権者が定められている事項については、市長の事務部局に勤務する職員の例に準じて、教育長が定める。

第9条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪
市条例第43号）第15条の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。
以下同じ。）に勤務する職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪
市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中
学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けるもの（以下「職員」と
いう。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関に勤
務する指導主事のうち、高等学校等教育職給料表の適用を受けるもの（以下「指
導主事」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを
目的とする。

(勤務時間)

第2条 職員及び指導主事（以下「職員等」という。）の勤務時間は、休憩時間を
除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号（以下「育児休業
法」という。））第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤
務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員等（育児休業法第17
条の規定による短時間勤務をすることとなった職員等を含む。以下「育児短時間
勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短
時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった
職員等にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下
「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、教育長が定める。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務
の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第
1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間

当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、別に定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、校長又は園長（以下「校長」という。）は、育児短時間勤務職員等（職員に限る。）については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができ、教育長は、育児短時間勤務職員等（指導主事に限る。）については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。

2 職員等の勤務時間の割振りは、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 昼間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員については、午前8時30分から午後5時までの範囲内で（休憩時間を除く。）、校長が別に定める。

(2) 夜間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午後0時45分から午後9時15分までの7時間45分（休憩時間を除く。）。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員については、午後0時45分から午後9時15分までの範囲内で（休憩時間を除く。）、校長が別に定める。

(3) 指導主事 午前9時から午後5時30分までの7時間45分（休憩時間を除く。）。ただし、育児短時間勤務職員等については、午前9時から午後5時30分までの範囲内で（休憩時間を除く。）、教育長が別に定める。

3 校長は、学校運営上必要があると認める場合は、職員の全部又は一部について、教育長は、業務上必要があると認める場合は、指導主事の全部又は一部につ

いて、前2項に規定する勤務時間の割振りを変えることができる。

- 4 校長及び教育長は、前項の規定により勤務時間の割振りを変える場合は、職員等に、あらかじめ相当の期間をおいて周知させるものとする。

(週休日の振替等)

第4条 校長は、職員に対し、教育長は、指導主事に対し、前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後の日までの期間（以下「振替期間」という。）内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は振替期間内にある勤務日の勤務時間のうち3時間45分若しくは4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間45分若しくは4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 校長及び教育長は、週休日の振替（前項の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は3時間45分勤務時間等の割振り変更（同項の規定により、3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち3時間45分又は4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間45分又は4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は3時間45分勤務時間等の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が4週間ごとにつき4日以上となるようにし、かつ、前条第2項、前項又は第10条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 校長及び教育長は、3時間45分勤務時間等の割振り変更を行う場合には、振替期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

4 校長及び教育長は、週休日の振替等を行った場合には、教育長が定めるところにより、職員等に対して速やかにその旨を周知するものとする。

(宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間の割振り)

第5条 宿泊を伴う学校行事において児童又は生徒を引率する業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、第3条の規定に関わらず、校長は、教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。

(休憩時間)

第6条 校長は、1日の勤務時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間の休憩時間を午前11時から午後2時までの間に置くものとする。ただし、夜間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員の休憩時間については午後2時から午後5時15分までの間に置くものとする。

2 校長は、学校運営上必要があると認める場合は、前項に掲げる休憩時間を他の時間に変えることができる。

3 教育長は、1日の勤務時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置くものとする。

4 校長及び教育長は、職務の特殊性又は当該学校に特に必要と認める事由がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前3項の休憩時間を一斉に与えることを要しない。

(1) 交替制によって勤務させる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、休憩の自由利用が妨げられず、かつ、勤務の強化にならない場合

5 校長及び教育長は、第8条の規定により時間外勤務を命じた場合には、その勤

務2時間を超えるごとに15分の休憩時間を置くことができる。

(育児を行う職員等及び介護を行う職員等についての特例)

第6条の2 第3条第2項から第4項まで及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員等の勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。

- (1) 小学校就学の始期に達しない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員等が当該職員等との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員等が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している職員等に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育長が定める者を含む。）のある職員等 当該子の養育
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員等 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎
- (3) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、2親等内の親族及び配偶者の父母の配偶者で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）を介護する職員等 当該被介護人の介護

(時間外勤務)

第7条 校長は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ないと認めるときは、職員に対し、第2条から第4条までの規定により定められる勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ずるこ

とができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、当該職員に時間外勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる。

- (1) 校外学習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号ハに規定する職員会議をいう。）に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急な措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

2 教育長は、業務上臨時の必要がある場合には、指導主事に対し、所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる。ただし、当該指導主事が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、当該指導主事に時間外勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる。

3 前2項の規定は、次条第2項に規定する教育長が指定する日及び第10条第2項に規定する休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ずる場合についても同様とする。

（宿日直勤務）

第8条 校長は、職員に対し、教育長は、指導主事に対し、人事委員会の許可を受けて、宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号の規定に該当する職員等に対しては、許可を受けずに命ずることができる。

2 前項の宿直勤務又は日直勤務とは、所定の勤務時間以外の時間及び第10条第2項に規定する休日並びに国の行事の行われる日で教育長が指定する日に、本来の

業務に従事しないで行う校舎（園舎を含む。）又は庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、校内（園内を含む。）又は庁舎内の監視等を目的とする断続的な勤務をいう。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 校長は、第3条第2項又は第4条第1項の規定により勤務時間を割り振る場合において、小学校就学の始期に達しない子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育長が定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を養育することができる、深夜において常時就業していない者であって、教育長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項から第3項まで及び第5項において同じ。）が、次項で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、深夜以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。

2 校長は、小学校就学の始期に達しない子のある職員が、次の各号で定めるところにより、当該子を養育するために請求（以下この項から第4項までにおいて「請求」という。）をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員に対し、深夜において第7条の規定による勤務又は前条第2項に規定する勤務をすることを命ずることができない。

（1）職員は、書面により、深夜勤務の制限を請求する1の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深

夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに請求を行うものとする。

(2) 前号の請求があった場合においては、校長は、公務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

(3) 前号の規定による通知後において、新たに公務の正常な運営に妨げが生じる日があることが明らかとなった場合においては、校長は、当該日の前日までに、当該通知に係る職員に対しその旨を通知しなければならない。

(4) 校長は、請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

3 前項第1号の規定により請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 請求に係る子が死亡した場合

(2) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第1項で定める者に該当することとなった場合

- 4 第2項第1号の規定により請求がされた場合において、深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 5 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第3項各号の事由が生じた旨を校長に届け出なければならない。
- 6 第2項第4号の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 7 校長は、3歳に満たない子のある職員が、第9項で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該請求をした職員に対し、第7条の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）を命ずることができない。
- 8 校長は、小学校就学の始期に達しない子のある職員が、次項で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について12時間30分を超えて、当該請求をした職員に対し、第7条の規定による勤務を命ずることができない。
- 9 前2項の請求（以下この項から第11項までにおいて「請求」という。）は、次の各号の定めによるものとする。
 - (1) 職員は、書面により、時間外勤務の制限を請求する1の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに請求を行わなければならない。この場合において、2以上の請求を行うときは、これらに係る期間が重複しないようにしなければならない。
 - (2) 前号の請求があった場合においては、校長は、前2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に

対し通知しなければならない。

(3) 校長は、第1号の場合において、同号の請求が、当該請求のあった日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、前2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

(4) 校長は、前号の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該変更に係る職員に対し通知しなければならない。

(5) 校長は、請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

10 前項第1号の規定により請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 請求に係る子が死亡した場合

(2) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ第7項又は第8項に規定する職員に該当しなくなった場合

11 第9項第1号の規定により請求がされた場合において、時間外勤務制限開始日

から起算して当該請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 前項各号のいずれかの事由が生じた場合

(2) 請求に係る子が第7項の規定に係る場合にあっては3歳に、第8項の規定に係る場合にあっては小学校就学の始期に達したとき。

12 前2項の場合において、職員は遅滞なく、前2項各号の事由が生じた旨を校長に届け出なければならない。

13 第9項第5号の規定は、前項の規定による届出について準用する。

14 第1項から前項まで（第3項第3号から第5号まで、第10項第3号から第5号まで、第11項第1号及び第2号を除く。）の規定は、被介護人を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達しない子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育長が別に定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子を養育することができる、深夜において常時就業していない者であって、教育長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項から第3項まで及び第5項において同じ。）」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第2項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」

と、第3項第1号中「子が死亡した」とあるのは、「被介護人が死亡し、又は介護を必要としなくなった」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「被介護人と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第4項中「前項各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、第5項中「第3項各号」とあるのは「第3項第1号又は第2号」と、第7項中「3歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第8項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第9項中「前2項」とあるのは「第14項において準用する第8項」と、第9項第1号中「行わなければならない。この場合において、2以上の請求を行うときは、これらに係る期間が重複しないようにしなければならない。」とあるのは「行わなければならない。」と、第10項第1号中「子が死亡した」とあるのは「被介護人が死亡し、又は介護を必要としなくなった」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「被介護人と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第11項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、第12項中「前2項各号」とあるのは「第10項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

- 15 第1項から前項までの規定は、指導主事について準用する。この場合において、「校長」とあるのは「教育長」と、「職員」とあるのは「指導主事」と読み替えるものとする。

(休日)

第10条 職員等は、休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、所定の勤務時間においても勤務することを要しない。

- 2 前項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）

をいう。

(休日の代休日)

第11条 校長は、職員に対し、教育長は、指導主事に対し、前条第2項に規定する休日（以下「休日」という。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員等は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられる時を除き、所定の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定による代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

4 代休日の指定の手続きに関し必要な事項は、教育長が定める。

(休暇)

第12条 職員等の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第13条 職員等（臨時的任用職員を除く。以下第17条までにおいて同じ。）に対し、1の年につき20日の年次休暇を与えるものとする。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 1週間当たりの勤務日の日数が5日以上又は1週間当たりの勤務時間が30時間以上の職員等 20日

(2) 前号に掲げる職員等以外の職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤

務日ごとの勤務時間の時間数が同一の職員等 20日に1週間の勤務日の日数を
5日で除して得た数を乗じて得た日数

(3) 前2号に掲げる職員等以外の職員等のうち、育児休業法第10条第1項第4号
の勤務の形態により勤務する育児短時間勤務職員等 11日

(4) 前3号に掲げる職員等以外の職員等 教育長が別に定める日数

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員等のその年の年次休暇の日数
は、当該各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員等以外の職員等であって、新たに職員等となっ
た者 その者の新たに職員等となった月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日
数（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤
務時間等を考慮して教育長が別に定める日数）

(2) 職員等以外の地方公務員又は国家公務員等であった者であって、引き続き新
たに職員等となった者のうち教育長が定めるもの（次号に掲げる職員等を除
く。） 教育長が別に定める日数

(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律
第50号）第10条第1項の規定により採用された職員等 同法第10条第1項の規
定による退職派遣がなかったものとしてその者が当該退職派遣の期間中に使用
した年次休暇に相当する休暇をその者の使用した年次休暇とみなして前項及び
第3項から第8項までの規定を適用した場合に得られる年次休暇の日数（これ
により難い事情がある場合は、教育長が別に定める日数）

3 年次休暇は、職員等の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された
時季にこれを与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季
にこれを与えることができる。

4 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、職員等から要求があった場合
は、1時間を単位として与えることができる。

5 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員に年次休暇を与える場合の単

位は、1日とする。ただし、職員等から要求があった場合は、1時間とすることができる。

- 6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、1の年における年次休暇の20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第1項の規定により得られた同項各号のいずれかの日数）を超えない範囲内の残日数を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。ただし、次条により年次休暇の日数を変更した場合であって、当該年の翌年の初日に1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されないときは、同条の規定により得られた日数を超えない範囲内の残日数とし、同条第1項各号に掲げる場合であって、当該年の翌年の初日に勤務形態が変更されるときは、教育長が別に定める日数とする。

- 7 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第35条に規定する事由に該当し休職にされ復職した職員等、公益的法人等への教育職員の派遣等に関する規則（平成14年大阪市教育委員会規則第17号）第3条第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員等その他教育長が別に定める職員等のその年の年次休暇の日数は、当該休職等がなかったものとしてその者が休職等の期間中に使用した年次休暇に相当する休暇をその者の使用した年次休暇とみなして前6項及び第8項の規定を適用した場合に得られる年次休暇の日数とする。ただし、これにより難しい事情がある場合は、教育長が別に定める日数とする。

- 8 年次休暇の日数の計算は、会計年度による。

（付与された年次休暇日数の変更）

第13条の2 次の各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日（当該年の初日後に新たに職員等となった者は、新たに職員等となった日とする。以下同じ。）後に変更されるとき（当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。）の当該変更の日以後における第13条第1項及び第2項に規定する年次休暇の日数（以下この条において「付与日数」という。）は、付与日数又は当

該変更の日前における年次休暇の残日数（以下この条及び次条において「残日数」という。）のいずれか少ない日数（以下「付与残日数」という。）に別表第2の区分欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の率欄に定める率を乗じて得た日数（付与残日数未満のときは、付与残日数とする。以下「変更後付与日数」という。）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員等が育児短時間勤務を始める場合
- (2) 育児短時間勤務をしている職員等が引き続いて勤務形態を異にする育児短時間勤務を始める場合
- (3) 育児短時間勤務職員等が育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務を終える場合

2 前項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき（当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。）の当該変更の日以後における職員等の付与日数は、変更後付与日数（当該年においてこの項を適用した場合は、当該変更の直前の変更時にこの項の規定により得られた日数とする。以下同じ。）又は残日数のいずれか少ない日数（以下「変更後付与残日数」という。）に別表第3の区分欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の率欄に定める率を乗じて得た日数（変更後付与残日数未満のときは、変更後付与残日数とする。）とする。

3 前2項の場合においては、日数として分の単位まで算定するものとし、その算定により得られた日数に1分未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。ただし、その日数が20日を超えるときは、20日とする。

（繰り越された年次休暇日数の変更）

第13条の3 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき（当該年の前年の初日（当該年の前年の初日から当該年の初日の前日までに新たに職員等となった者は、新たに職員等となった日とする。以下同じ。）後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。）の当該変更の日以後に

における第13条第6項の規定により繰り越された年次休暇の日数（以下「繰越日数」という。）は、残日数から付与残日数を減じて得た日数（以下「繰越残日数」という。）に別表第2の区分欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の率欄に定める率を乗じて得た日数（繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。）とする。

2 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき（当該年の前年の初日から当該年の初日の前日までに当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。）の当該変更の日以後における職員等の繰越日数は、繰越残日数に別表第3の区分欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の率欄に定める率を乗じて得た日数（繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。）とする。

3 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき（当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。）の当該変更の日以後における職員等の繰越日数は、残日数から変更後付与残日数を減じて得た日数（以下「変更後繰越残日数」という。）に別表第3の区分欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の率欄に定める率を乗じて得た日数（変更後繰越残日数未満のときは、変更後繰越残日数とする。）とする。

4 前条第3項の規定は、前3項の規定による日数の算定について準用する。

（病気休暇）

第14条 職員等が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を与えることができる。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。

（特別休暇）

第15条 職員等が別表第4の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。

2 別表第4の第13号、第14号、第20号若しくは第21号又は別表第5の第14号、第15号、第21号若しくは第22号の特別休暇（以下「特定休暇」という。）を時間を単位として与える場合においては、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して教育長が別に定める時間）をもって1日に換算する。

3 前項の規定により特定休暇の残日数に生じた1時間未満の端数については、当該残日数のすべてを与えるときに限り、当該1時間未満の端数を与えることができる。

（介護休暇）

第16条 職員等が被介護人の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、被介護人が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、180日の期間を限度として必要と認める日又は時間の介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇については、教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則（平成7年大阪市教育委員会規則第9号。以下「支給規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、支給規則第3条に規定する1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員等が被介護人の介護をするため、被介護人の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該被介護人に係る前条第1項の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、支給規則第4条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、支給規則第3条に規定する1時間当たりの給与額を減額す

る。

（臨時的任用職員の休暇）

第17条 臨時的任用職員の休暇については、別表第5に掲げるもののほか、第13条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第14条、第16条及び第16条の2の規定を準用する。この場合において、第13条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）第14条、第16条及び第16条の2中「職員等」とあるのは「臨時的任用職員」と読み替えるものとする。

（休暇の処理）

第18条 前5条の規定による職員（校長を除く。）の休暇の処理については、校長がこれを行い、指導主事の休暇の処理については、教育長がこれを行う。

（施行の細目）

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第13条関係）

新たに職員等となった月	日数
4月	20日
5月	18日
6月	16日
7月	15日
8月	13日
9月	11日
10月	10日
11月	8日

12月	6日
1月	5日
2月	3日
3月	1日

別表第2（第13条の2、第13条の3関係）

区分	率
斉一勤務型職員等が斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
斉一勤務型職員等以外の職員等が不斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
斉一勤務型職員等が不斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数（勤務日ごとの勤務時間の時間数が7時間45分未満の場合は、7時間45分とみなして得た1週間当たりの勤務時間の時間数とする。）で除して得た率
斉一勤務型職員等以外の職員等が斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数（勤務日ごとの勤務時間の時間数が7時間45分未満の場合

	は、7時間45分とみなして得た1週間当たりの勤務時間の時間数とする。)を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
--	--

備考

- 1 「斉一勤務型」とは、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である勤務をいう。
- 2 「不斉一勤務型」とは、斉一勤務型以外の勤務をいう。

別表第3（第13条の2、第13条の3関係）

区分	率
当該年において付与日数が最大となる とき（以下「最大となるとき」とい う。）において斉一勤務型職員等が斉 一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における1週間の勤務 日の日数を最大となるときにおける1週 間の勤務日の日数で除して得た率
最大となるときにおいて斉一勤務型職 員等以外の職員等が不斉一勤務型に変 更される場合	勤務形態の変更後における1週間当たり の勤務時間の時間数を最大となるとき における1週間当たりの勤務時間の時間 数で除して得た率
最大となるときにおいて斉一勤務型職 員等が不斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における1週間当たり の勤務時間の時間数を最大となるとき における1週間当たりの勤務時間の時間 数（勤務日ごとの勤務時間の時間数が7 時間45分未満の場合は、7時間45分とみ なして得た1週間当たりの勤務時間の時

	間数とする。) で除して得た率
最大となるときにおいて斉一勤務型職員等以外の職員等が斉一勤務型に変更される場合	勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数（勤務日ごとの勤務時間の時間数が7時間45分未満の場合は、7時間45分とみなして得た1週間当たりの勤務時間の時間数とする。）を最大となるときにおける1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

備考

- 1 第13条の3第2項を適用する場合にあっては、同表中「当該年」とあるのは「当該年の前年」と読み替えるものとする。
- 2 第13条の3第3項を適用する場合にあっては、同表中「当該年」とあるのは「当該年の前年又は当該年」と読み替えるものとする。
- 3 別表第2の備考の規定は、この表についても適用する。

別表第4（第15条関係）

種類	期間
1 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
2 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認める日又は時間
3 出産する場合	その出産予定日以前8週間から出産後8週間を経過する日までの期間内で必要とする期間
4 生後1年6月に達しない生児を育てる	1日2回とし、1の回について30分、他の

場合	回について1時間
5 女性である職員等が生理のため勤務が著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間
6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条の規定による交通の制限又は遮断により勤務できない場合	必要と認める日又は時間
7 天災その他の非常災害又は交通機関の事故等により勤務できない場合	必要と認める日又は時間
8 天災その他の非常災害による現住居の滅失又は破壊により勤務できない場合	1週間以内で必要と認める期間
9 天災その他の非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める時間
10 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認める日又は時間

で、当該申出又は提供に伴い必要な 検査、入院等のため勤務しないこと がやむを得ないと認められる場合									
11 親族の喪に服する場合	下表に定める範囲内で必要と認める期 間 <table border="1" data-bbox="794 622 1297 1346"> <tr> <th data-bbox="794 622 1182 696">死亡した者</th><th data-bbox="1182 622 1297 696">日数</th></tr> <tr> <td data-bbox="794 696 1182 770">父母、配偶者、子</td><td data-bbox="1182 696 1297 770">7日</td></tr> <tr> <td data-bbox="794 770 1182 913">祖父母、兄弟姉妹、父母の 配偶者、配偶者の父母</td><td data-bbox="1182 770 1297 913">3日</td></tr> <tr> <td data-bbox="794 913 1182 1346">孫、子の配偶者、配偶者の 子、祖父母の配偶者、配偶 者の祖父母、兄弟姉妹の配 偶者、配偶者の兄弟姉妹、 おじ又はおば、おじ又はお ばの配偶者</td><td data-bbox="1182 913 1297 1346">1日</td></tr> </table> 備考 1 生計を一にする姻族の場合は、血 族に準ずる。 2 いわゆる代襲相続の場合において 祭具等の継承を受けた者は、1親等 の直系血族に準ずる。 3 日数の計算は、承認された期間の 最初の日から起算する。 4 遠隔の地におもむく必要がある場	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の 配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の 子、祖父母の配偶者、配偶 者の祖父母、兄弟姉妹の配 偶者、配偶者の兄弟姉妹、 おじ又はおば、おじ又はお ばの配偶者	1日
死亡した者	日数								
父母、配偶者、子	7日								
祖父母、兄弟姉妹、父母の 配偶者、配偶者の父母	3日								
孫、子の配偶者、配偶者の 子、祖父母の配偶者、配偶 者の祖父母、兄弟姉妹の配 偶者、配偶者の兄弟姉妹、 おじ又はおば、おじ又はお ばの配偶者	1日								

	合は、実際に要した往復日数を加算することができる。
12 結婚する場合	5日以内で必要と認める期間
13 妻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育長が定める期間内における2日以内で必要と認める日又は時間
14 妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日後16週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日以内で必要と認める日又は時間
15 妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合	2週間以内で必要と認める期間
16 妊娠中又は出産後1年以内の職員等が、母子健康手帳の交付を受けた後において、医師、助産師等の保健指導又は健康診査を受ける必要がある場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回

	数)、1回につき1日以内で必要と認める時間
17 妊娠中の職員等が、母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇をとるまでの間において、通勤途上における交通の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	業務に支障のない限り1日につき1時間以内で必要と認める時間
18 出産する場合で多胎妊娠のため本表第3号の規定により難しい場合	その出産予定日以前16週間から出産後8週間を経過する日までの期間内で必要とする期間
19 出産する場合で流産、早死産その他やむを得ない事情により、本表第3号又は前号の規定に定める期間により難しい場合	産前産後を通じて、本表第3号の規定については16週間、前号の規定については24週間（ただし、出産日以後の期間は16週間を限度とする。）を超えない範囲内で必要と認める期間
20 中学校就学の始期に達しない子（配偶者の子を含む。）を養育する職員等が当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定める当該子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一会計年度につき5日（当該子を2人以上養育する職員等にあっては10日）以内で必要と認める日又は時間

21 第16条第1項に規定する被介護人の介護その他の教育長が定める世話を 行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一会計年度につき5日（当該被介護人が2人以上の場合にあっては10日）以内で必要と認める日又は時間										
22 夏期における健康管理のため必要と認められる場合	5日以内で必要と認める期間。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、下表に定める範囲内で必要と認める期間 <table border="1"> <thead> <tr> <th>週の勤務日数</th><th>付与日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2日</td><td>3日</td></tr> <tr> <td>3日</td><td>3日</td></tr> <tr> <td>4日</td><td>4日</td></tr> <tr> <td>5日</td><td>5日</td></tr> </tbody> </table>	週の勤務日数	付与日数	2日	3日	3日	3日	4日	4日	5日	5日
週の勤務日数	付与日数										
2日	3日										
3日	3日										
4日	4日										
5日	5日										
23 障害のある職員等が、身体障害者補助犬の貸与を受けるため又は補装具若しくは日常生活用具の給付等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	最小限度必要と認める日又は時間										
24 職員等が ^{かくたん} 喀痰培養のため勤務できない場合	結果が判明するまでの間において特に出勤を停止された者について認められる期間										
25 その他前各号の場合に準ずる特別の事由のある場合	必要と認める期間										

別表第5（第17条関係）

種類	期間
1 年次休暇	任用期間が1年につき20日の割合で与え、任用期間が1年に満たない場合は、その期間により按分比例とする。ただし、端数は切り捨てる。
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
3 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認める日又は時間
4 出産する場合	その出産予定日以前8週間から出産後8週間を経過する日までの期間内で必要とする期間
5 生後1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回とし、1の回について30分、他の回について1時間
6 女性である職員等が生理のため勤務が著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間
7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定による交通の制限又は遮断により勤務できない場合	必要と認める日又は時間
8 天災その他の非常災害又は交通機関の事故等により勤務できない場合	必要と認める日又は時間
9 天災その他の非常災害による現住居	1週間以内で必要と認める期間

の滅失又は破壊により勤務できない場合									
10 天災その他の非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める時間								
11 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める日又は時間								
12 親族の喪に服する場合	下表に定める範囲内で必要と認める期間 <table border="1"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th><th>日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td><td>7日</td></tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td><td>3日</td></tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の</td><td>1日</td></tr> </tbody> </table>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の	1日
死亡した者	日数								
父母、配偶者、子	7日								
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日								
孫、子の配偶者、配偶者の	1日								

	子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	
	備考 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族に準ずる。 3 日数の計算は、承認された期間の最初の日から起算する。 4 遠隔の地におもむく必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。	
13 結婚する場合	5日以内で必要と認める期間	
14 妻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育長が定める期間内における2日以内で必要と認める日又は時間	
15 妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当	当該期間内における5日以内で必要と認める日又は時間	

該出産の日後16週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
16 妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合	2週間以内で必要と認める期間
17 妊娠中又は出産後1年以内の職員等が、母子健康手帳の交付を受けた後において、医師、助産師等の保健指導又は健康診査を受ける必要がある場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、1回につき1日以内で必要と認める時間
18 妊娠中の職員等が、母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇をとるまでの間において、通勤途上における交通の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	業務に支障のない限り1日につき1時間以内で必要と認める時間
19 出産する場合で多胎妊娠のため本表第4号の規定により難い場合	その出産予定日以前16週間から出産後8週間を経過する日までの期間内で必要とする期間

20 出産する場合で流産、早死産その他やむを得ない事情により、本表第4号又は前号の規定に定める期間により難しい場合	産前産後を通じて、本表第4号の規定については16週間、前号の規定については24週間（ただし、出産日以後の期間は16週間を限度とする。）を超えない範囲内で必要と認める期間
21 中学校就学の始期に達しない子（配偶者の子を含む。）を養育する職員等が当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定める当該子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一会計年度につき5日（当該子を2人以上養育する職員等にあつては10日）以内で必要と認める日又は時間
22 第16条第1項に規定する被介護人の介護その他の教育長が定める世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一会計年度につき5日（当該被介護人が2人以上の場合にあつては10日）以内で必要と認める日又は時間
23 夏期における健康管理のため必要と認められる場合	5日以内で必要と認める期間
24 障害のある職員等が、身体障害者補助犬の貸与を受けるため又は補装具若しくは日常生活用具の給付等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	最小限度必要と認める日又は時間

25 職員等が ^{かくたん} 喀痰培養のため勤務できない場合	結果が判明するまでの間において特に出勤を停止された者について認められる期間
26 その他前各号の場合に準ずる特別の事由のある場合	必要と認める期間

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の制定について

1 制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲されることに伴い、当該教職員に対しても本市規定を適用することとなる。

これにより、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の職員は、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の適用を受けることとなり、適用内容の詳細に関して任命権者において規則を定める必要があるため、本規則を新たに制定する。

2 規則の主な内容

(1) 勤務時間、休日等に関する事項に係る主な規定整備

- ・勤務時間（第2条）

4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分と規定

- ・休日及び勤務時間の割振り（第3条）

1日あたりの勤務時間や勤務形態ごとの勤務時間割振り範囲の設定等を規定

- ・休日の振替等（第5条）

休日を振り替える場合の要件を規定

- ・特別の勤務に従事する職員等の休日及び勤務時間の割振り（第6条）

修学旅行などの泊を伴う行事に対する勤務時間の割振り方法について規定

- ・休憩時間（第7条）

休憩時間を置く時間帯について規定

(2) 現行規則の廃止

- ・大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則
- ・大阪市立学校の市費負担教員等の勤務時間、休日、休暇等に関する規則
- ・大阪市立学校の市費負担職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

3 施行期日

平成29年4月1日